

産前産後・育児休業からの復職に関する誓約書

綾瀬市長 （宛）

綾瀬市福祉事務所長 （宛）

私は、現在、育児休業（産前産後休業）を取得中もしくは、入園希望日までに取得予定であり、保育所等の入園が内定した場合は、原則当該休業取得前と同じ会社に、申込時に提出した就労証明書と同じ雇用契約のまま復職し、入所月から起算して6か月以上従事※します。また、次の事項を誓約します。

- 1 入所月の翌月14日までに復職し、これに伴う復職日の記載がある就労証明書を復職後おおむね2週間以内に提出します。
- 2 理由に関わらず、本誓約書のいずれかを満たせない場合は、その旨直ちに申告します。
- 3 内定後、本誓約書のいずれかの規定に反していることが発覚した場合、入所決定の取消し処分を受けることに異議はありません。
- 4 利用開始後、6か月未満のうちに就労状況に変更が生じた場合や、退職が決まった場合は、退職日の翌月末までに利用する保育所等を退所します。
（変更の生じた日の翌月末までに就労状況を同等の条件に戻す場合を除く。）

※妊娠・出産の認定期間が入所月から起算して6か月以内に該当する場合、6か月以上の従事に関する規定はこの限りでないが、同条件での復職が必須。

以上、誓約します。

日付
住所
保護者氏名